

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

#### 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国に対し負担金の請求を行う。

#### 2 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、市により国民保護法に基づく武力攻撃災害への対処のため土地等の一時使用、又は土石、竹木等の使用の行政処分が行われたときは、通常生ずべき損失を補償する。

##### (2) 損害補償

市は、市による要請を受けて国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

#### 3 県の総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。